

申込書類について

幼稚園等へ入園申込みをされる方は、次の書類を準備し各園へ提出してください。
同一世帯から複数入園される場合は、①以外は一部で結構です。

①教育・保育給付認定申請書兼幼稚園等利用申込書	裏面の記入上の注意をご参照のうえ、必要事項をもれなく記入してください。
②各種手帳、証書	児童本人または児童の世帯に在宅障害児（者）がいる場合は、確認ができる下記の写しを添付してください。 ・身体障害者手帳（療育手帳） ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害基礎年金証書 ・特別児童扶養手当を受給していることが分かる書類 等
③市町村民税（非）課税証明書	<u>扶養義務者分※1</u> 。令和 7 年 1 月 1 日現在、男鹿市に住所登録されていた方は必要ありません。その他の方は、令和 7 年 1 月 1 日に住所登録をしていた市区町村から、令和 7 年度の証明書を取り寄せてください。 ※すでに提出済みの方、利用申込書の個人番号（マイナンバー）記載欄に個人番号を記載した場合は不要です。

4 月～8 月分の副食費については、扶養義務者の令和 7 年度分市区町村民税の課税額に基づき決定されます。未申告の場合は必ず申告してください。

1 号認定を受ける方（幼児教育を希望）の提出書類 → ①
(該当する場合は②、③を含む)

※1「扶養義務者分」は、父・母の分を提出してください。
ただし、祖父母と同居している世帯が下記に該当する場合は祖父母の分も提出してください。
・祖父母が、入園希望児童を健康保険等において扶養家族としている場合
・祖父母が、その世帯において最多収入、最多納税者である場合

【すこやか子育て支援事業助成申請書について】

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、県と共同で実施している助成制度です。市の独自上乗せ助成により所得制限なく、副食費を全額助成します。

また、申請する児童が世帯の第 2 子以降である場合は『戸籍謄本』の添付が必要です。

※助成額を把握するため、上記に該当する方は必ず提出をお願いします。

※継続児童で、一度申請（提出）済みの場合は、戸籍謄本の添付を省略できます。

教育・保育給付認定（幼稚園・認定こども園教育認定）申込書 記入上の注意

※下記①～⑧は、教育・保育給付認定申請書兼幼稚園等利用申込書上の番号です。

①申請年月日

申込書を提出する年月日を記入してください。

②保護者住所・氏名・電話番号

保護者の住所（番地、アパート名、部屋番号等正確に）、氏名、電話番号をご記入ください。

③申請に係る児童

入園児童について、氏名にはふりがなを付し、氏名の下に個人番号（マイナンバー）を記入し、生年月日（年齢は令和8年4月1日現在の満年齢）、性別に○、障害者手帳の有無について記入してください。

④利用希望施設

利用希望施設については入園される施設名を記入し、新規・継続いずれかに○をしてください。

⑤入園希望期間

当該年度の終了日（3月31日）まで、または必要期間を記入してください。

⑥希望利用時間

希望利用時間については、幼稚園等の開園時間内で記入してください。

⑦入所児童の家庭の状況

児童の家庭の状況については、入園児童以外の同居者全員について、記入日時点の状況をそれぞれ記入してください（続柄は、入園児童からみた関係）。課税の有無については、令和7年度分について有無に○をしてください。

⑧生活保護世帯、ひとり親世帯、前年度すこやか助成に該当する場合は、○にレを付してください。